

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の  
説明書

外  
務  
省

目次

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
1 TPP協定の組込み	一
2 特定の規定の適用の停止	二
3 効力発生	二
4 脱退	二
5 加入	二
6 協定の見直し	二
7 正文	二
8 附属書	二
三 協定に関連して締結された二国間の行政取極	二
四 協定の実施のための国内措置	一四
(参考)	一六

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成二十八年（二千十六年）二月にオークランドにおいて、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国及びベトナムの十二箇国により環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の署名が行われ、我が国は、同年十二月に国会の承認を得て、平成二十九年（二千十七年）一月にTPP協定を締結した。その後、TPP協定の効力発生のためにその締結が不可欠であるアメリカ合衆国がTPP協定からの離脱を表明したことを受け、同国を除くTPP協定署名十一箇国でTPP協定の内容を実現するための法的枠組みとしての協定の交渉が開された。その後、この協定の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成三十年（二千十八年）三月八日にサンティアゴにおいて、これら十一箇国により、この協定が署名された。我が国については、茂木経済再生担当大臣がこの協定に署名を行った。

### 2 協定締結の意義

この協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するためのTPP協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結は、我が国の成長戦略に資するものであり、また、世界的に保護主義的な風潮が広まる中で自由貿易の旗手である我が国から世界に向けた力強いメッセージとなり、アジア太平洋地域に二十一世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一歩となることが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文並びに一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 TPP協定の仕組み（第一条）

締約国は、TPP協定（第三十・四条（加入）、第三十・五条（効力発生）、第三十・六条（脱退）及び第三十・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意すること等を定める。

- 2 特定の規定の適用の停止（第二条）

締約国は、この協定の効力発生の日にこの協定の附属書に掲げる規定の適用を停止することを定め、及びこれらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで当該規定の適用を停止することを定める。
  - 3 効力発生（第三条）

この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずること等を定める。
  - 4 脱退（第四条）

締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができることを定める。
  - 5 加入（第五条）

国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができることを定める。
  - 6 協定の見直し（第六条）

締約国は、T P P協定第二十七・二条（委員会の任務）の規定を適用するほか、T P P協定の効力発生が差し迫っている場合又はT P P協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直すことを定める。
  - 7 正文（第七条）

この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること並びにこれらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文によることを定める。
  - 8 附属書
- 第一条の規定に基づきこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すT P P協定の規定のうち、第二条の規定に基づき適用を停止する特定の規定について定める。当該特定の規定の適用の停止の概要は、次のとおりである。

(1) 第五章（税関当局及び貿易円滑化）における特定の規定の適用の停止

第五・七条（急送貨物）の規定は、締約国が、税関による適切な管理及び選定を維持しつつ、急送貨物のための迅速な税関手続を採用し、又は維持すること等を定める。ここでいう急送貨物については特段の定義はなく、輸入者等が迅速な配送を求めている貨物一般を指すと解される。同条の規定は、このような貨物について、税関における適切な管理及び選定と迅速な通関とを両立させるための税関手続について定める。同条1(f)の規定は、いわゆる少額急送貨物に係る免税について定めており、第一文の規定では、通常の状況において、締約国は自国の法令で定める額と等しい価額又はこれを下回る価額の急送貨物については免税とすることを定め、また、適用を停止する第二文の規定では、当該免税の基準額については、諸状況を勘案しつつ、締約国において定期的を検討することについて定める。この規定の適用の停止により、締約国は、当該免税の基準額について定期的に検討する義務を負わなくなる。（附属書1）

(2) 第九章（投資）における特定の規定の適用の停止

(ア) 第九・一条（定義）の規定は、第九章（投資）における用語の定義について定めており、適用を停止するのは、そのうち「投資に関する合意」及び「投資の許可」の定義である。「投資に関する合意」については、締約国の中央政府の当局と対象投資財産又は他の締約国の投資家との間の書面による合意のうち、一定の要件を満たすものをいうものと定義する。「投資の許可」については、締約国の外国投資に関する当局が対象投資財産又は他の締約国の投資家に付与する許可をいうものと定義する。

(イ) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定は、投資家と国との間の紛争解決（以下「ISDS」という。）手続の対象について定めており、適用を停止するのは、そのうち締約国による「投資の許可」又は「投資に関する合意」の違反により投資家が損害を被った際にISDSを提起することを可能とする規定及びその関連規定である。

(ウ) 第九・二十二条（仲裁人の選定）の規定は、ISDSにおける仲裁人の選定手続について定めており、適用を停止する同条5の規定は、「投資の許可」又は「投資に関する合意」の違反を理由として提起されたISDSにおける仲裁人の任命に当たって、候補者が準拠法についての専門知識又は関連する経験を有するかどうかについて考慮すること等を定める。

(エ) 第九・二十五条（準拠法）の規定は、ISDSにおいて準拠すべき法規について定めており、適用を停止する同条2の規定

は、「投資の許可」又は「投資に関する合意」の違反を理由としてISDSが提起された際の仲裁手続における準拠法について定める。

(ウ) 適用を停止する附属書九―L（投資に関する合意）の規定は、「投資に関する合意」の違反に基づくISDSへの付託についての例外等について定めており、Aの規定においては「投資に関する合意」がいわゆる国際的な仲裁条項を含んでいる場合には「投資に関する合意」の違反を理由として第九章（投資）の規定に基づくISDSを提起することができないことを定め、また、Bの規定においてはペルーについて、Cの規定においてはメキシコについて、Dの規定においてはカナダについて、ISDSへの付託の範囲及び例外について定める。

これらの規定の適用の停止により、この協定の下で、投資家が締約国による「投資の許可」又は「投資に関する合意」の違反によって損害を被ったことを理由としてISDSを提起することができなくなる。（附属書2）

(3) 第十章（国境を越えるサービスの貿易）における特定の規定の適用の停止

附属書十一―B（急送便サービス）の規定は、書類、印刷物、小包、物品その他の品目について、追跡し、及び管理を維持しつつ、迅速に収集し、運送し、及び配達するサービスである急送便サービスについて定める。

(ア) 適用を停止する附属書十一―B（急送便サービス）5の規定は、いずれの締約国も、郵便独占（締約国が自国の領域の郵便事業者を特定の収集、運送及び配達のサービスの排他的な提供者とするために維持する措置）の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならないことを定める。

(イ) 適用を停止する附属書十一―B（急送便サービス）6の規定は、締約国が、郵便独占の対象とされたサービス提供者が急送便サービスの提供に関し、第九・四条（内国民待遇）、第十・三条（内国民待遇）又は第十・五条（市場アクセス）の規定に基づく義務に反する態様でその独占的地位を濫用して活動することがないことを確保することを定める。

これらの規定の適用の停止により、締約国は、急送便サービスに係る規定のうち郵便独占に係るこれらの義務を負わなくなる。

（附属書3）

- (4) 第十一章（金融サービス）における特定の規定の適用の停止
- (7) 第十一・二条（適用範囲）2(b)の規定は、第十一章（金融サービス）の規定の対象となる措置に適用される第九章（投資）の規定のうち同章第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定が適用される対象について定める。適用を停止するのは、同条2(b)の規定のうち「第九・六条（待遇に関する最低基準）」の規定である。この規定の適用の停止により、当該対象には、対象投資財産に対し、適用される国際慣習法上の原則に基づく待遇を与えることを締約国に義務付ける第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定は含まれないこととなる。
- (4) 適用を停止する附属書十一Eの規定は、ブルネイ、チリ、メキシコ及びペルーについて、第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定に違反した場合であっても第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定が適用されないときについて定める。
- これらの規定の適用の停止により、この協定の下で第十一章（金融サービス）の規定の対象となる措置に関し、第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定の違反を理由としてISDSを提起することができなくなる。（附属書4）
- (5) 第十三章（電気通信）における特定の規定の適用の停止
- 第十三・二十一条（電気通信に関する紛争の解決）の規定は、電気通信に関する紛争の解決について定める。適用を停止する同条1(d)の規定は、締約国の電気通信規制機関の決定により法的に保護されている利益に悪影響を受けた企業が、当該電気通信規制機関その他の関連する機関に対して、当該決定の再検討のため、申し立て、又は請求することができること、再検討の申請を行ったことが当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの原因を構成することを認めてはならないこと等を定める。この規定の適用の停止により、締約国は、この規定に基づく義務を負わなくなる。（附属書5）
- (6) 第十五章（政府調達）における特定の規定の適用の停止
- (7) 第十五・八条（参加のための条件）の規定は、供給者が政府調達に参加するための条件について定める。適用を停止する同条5の規定は、労働者の権利との関係について定めており、締約国の調達機関が、労働者の権利（締約国により認められ、かつ、第十九・三条（労働者の権利）に規定するもの）に関連する法令が遵守されることを促進することを妨げるものではないことを



確認するものである。ここでいう「第十九・三条（労働者の権利）に規定するもの」とは、国際労働機関の千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置に述べられている結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止及びこの協定の適用上、最悪の形態の児童労働の禁止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃を指す。第十五・八条（参加のための条件）5の規定により、例えば、強制労働、児童労働等によって生産された産品を政府が購入することを制限する法令が存在する場合には、当該法令の遵守を促進することはこの協定の違反とはならないことが確認されることとなるが、この規定の適用の停止により、締約国間でそのような確認は行われな

こととなる。（附属書6(a)）

(イ) 第十五・二十四条（追加的な交渉）の規定は、政府調達に関してこの協定の効力発生の後に行う追加的な交渉について定める。同条2の規定は、「この協定の効力発生の日の後三年以内に」適用範囲の拡大を達成するため交渉（地方政府に関する適用範囲を含む。）を開始することを定める。適用を停止するのは、同条2の規定のうち「この協定の効力発生の日の後三年以内に」の規定である。この規定の適用の停止により、締約国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に交渉を開始する義務を負わなくなる。もつとも、この協定の附属書6(b)の注において、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、同条2に規定する交渉をこの協定の効力発生の後五年以後に開始することについて合意することを定めており、締約国は、この協定の効力発生の後五年以後に、適用範囲の拡大のための追加的な交渉を開始する義務を負うこととなる。（附属書6(b)）

(7) 第十八章（知的財産）における特定の規定の適用の停止

(ア) 第十八・八条（内国民待遇）の規定は、同条1の規定において、第十八章（知的財産）の規定が適用される全ての種類の知的財産について、知的財産権の保護に関し、自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与えることを定めており、同条1の注2第一文の規定は、かかる知的財産権の「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びに特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に影響する事項を含めることを定める。適用を停止する同条1の注2第三文の規定は、この「特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に影響する事項」には、著作権及び関連する権利に基づく使用に関するあらゆる形態の支払金（利用許諾の手数料、使用料、衡平な報酬、補償金等）を含むことを



定め、また、適用を停止する同条1の注2第四文の規定は、第三文の規定は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条（内国民待遇）1の注に規定する「知的所有権の使用に関する事項」についての締約国の解釈に影響を及ぼすものではないことを定める。第三文の規定の適用の停止により、締約国は、内国民待遇が義務付けられる知的財産権の保護の対象に当該支払金を含むとの解釈に拘束されなくなる。また、第三文の規定の適用の停止に伴い、当該解釈が貿易関連知的所有権協定の解釈に影響を及ぼさない旨の第四文の規定は不要となることから、その適用を停止する。

（附属書7(a)）

(イ) 第十八・三十七条（特許を受けることができる対象事項）の規定は、特許を受けることができる対象事項について定める。適用を停止する同条2の規定は、一定の条件の下で、「既知の物の新たな用途」又は「既知の物を使用する新たな方法」の発明のうち少なくともいずれかの発明について特許が与えられることを確認することについて定める。適用を停止する同条4第二文の規定は、一定の条件の下で、「植物に由来する発明」について特許が与えられることを確認することについて定める。これらの規定の適用の停止により、締約国間でこの協定の下でこれらに該当する発明について特許が与えられることの確認は行われないうこととなる。（附属書7(b)）

(ウ) 適用を停止する第十八・四十六条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）の規定は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払うこと、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整すること等を定める。この規定の適用の停止により、締約国は、この規定に基づく義務を負わなくなる。（附属書7(c)）

(エ) 適用を停止する第十八・四十八条（不合理な短縮についての特許期間の調整）の規定は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するため最善の努力を払うこと、医薬品の販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとすること等を定める。この規定の適用の停止により、締約国は、この規定に基づく義務を負わなくなる。（附属書7(d)）

- (ウ) 適用を停止する第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）の規定は、医薬品の販売承認に関するデータ保護制度について定める。同条の規定は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、締約国が、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の医薬品の当該締約国における販売承認の日から少なくとも五年間、以前にそのような情報を提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該情報等に基づき同一又は類似の製品を販売することを認めてはならないこと等を定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このようなデータ保護制度に係る義務を負わなくなる。（附属書 7(e)）
- (カ) 適用を停止する第十八・五十一条（生物製剤）の規定は、新規の生物製剤について第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）の規定と類似のデータ保護制度について定める。第十八・五十一条（生物製剤）の規定は、新規の生物製剤等の販売承認を与える条件として、締約国が、当該生物製剤等の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該締約国における最初の販売承認の日から少なくとも八年間、以前にそのような情報を提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該情報等に基づき同一若しくは類似の生物製剤等を販売することを認めないこと、又は市場において同等の効果をもたらすために少なくとも五年間そのような販売を認めないことに加えて他の措置をとること等のいずれかを行うことを定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このようなデータ保護制度に係る義務を負わなくなる。（附属書 7(f)）
- (キ) 適用を停止する第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）の規定は、著作物、実演又はレコード（以下「著作物等」という。）の保護期間について、自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも七十年とし、自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、著作物等の権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも七十年とし、又は著作物等の創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物等の創作の年の終わりから少なくとも七十年とすることを定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような著作物等の保護期間に係る義務を負わなくなる。（附属書 7(g)）
- (ク) 適用を停止する第十八・六十八条（技術的保護手段）の規定は、著作物等について許諾されていない行為を抑制する効果的な

技術的手段について、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為及び効果的な技術的手段を回避することを目的とした装置等の製造等又はサービスの提供等の行為に対して、民事上及び行政上の救済措置を講ずることを定める。また、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のためにこれらの行為が行われた場合には、刑罰の対象とすることについて定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような技術的手段についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。

(附属書7(h))

(ケ) 適用を停止する第十八・六十九条（権利管理情報）の規定は、権利管理情報の保護のため、権利管理情報を除去し、又は改変する行為、権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報の頒布等をする行為及び権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら当該権利管理情報を組み込んだ著作物等の複製物の頒布等をする行為に対して、民事上及び行政上の救済措置を講ずることを定める。また、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のためにこれらの行為が行われた場合には、刑罰の対象とすることについて定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような権利管理情報についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。（附属書7(i)）

(コ) 適用を停止する第十八・七十九条（衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）の規定は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を無許諾で復号化することを補助する装置等の製造等を行うことについての刑罰及び民事上の救済措置について定め、また、ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号を無許諾で受信する機器の製造等を行うことについての刑罰又は民事上の救済措置について定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。（附属書7(j)）

(ク) 適用を停止する第十八・八十二条（法的な救済措置及び免責）の規定は、締約国が、オンラインの環境において生ずる著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、及びインターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責（インターネット・サービス・プロバイダが管理し、開始し、又は指示することなく行われる著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダに対して金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する当該締約国の法令における制限等を含む。）を確立し、又は維持すること等を定める。適用を停

止する附属書十八―E（第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）の規定は、オンライン上の著作権の保護に関しインターネット・サービス・プロバイダに対して一定の施策を講じている締約国には、同条に規定する金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する制限の適用を受けるための条件等を自国の法令に定める義務等が適用されないことを定める。適用を停止する附属書十八―F（第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）の規定は、締約国が同条を含む第十八章（知的財産）第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の規定を実施する代わりに、アメリカ合衆国とチリとの間の自由貿易協定の関連する規定を実施することができるとを定める。これらの規定の適用の停止により、締約国は、同条に定める法的な救済措置及び免責に係る義務を負わなくなる。（附属書7(k)から(m)まで）

(8) 第二十章（環境）における特定の規定の適用の停止

第二十・十七条（保存及び貿易）の規定は、野生動植物の保存を促進し、並びにその違法な採捕及び取引に対処することを約束すること等を定めており、同条5の規定は、締約国が野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を定める。適用を停止するのは、同条5の規定のうち「又は他の関係法令」の規定である。同条5の注2は、「「他の関係法令」とは、採捕又は取引が生ずる場所を管轄する国又は地域の法令をいい、野生動植物が当該法令に違反して採捕され、又は取引されたかどうかの問題についての関係するものとする。」と定義していることから、締約国は、仮に自国の法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に該当しない場合においても、当該野生動植物がその採捕又は取引が生ずる場所を管轄する国又は地域の法令に違反して採捕され、又は取引された場合には、当該野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力することが求められる。この規定の適用の停止により、締約国は、自国以外の国又は地域の法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処する義務を負わなくなる。（附属書8）

(9) 第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）における特定の規定の適用の停止

附属書二十六―A（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）の規定は、締約国が自国の国民のための質の高い保健医療及び公衆衛生の継続的な改善を円滑にすること等を定める。適用を停止する同附属書第三条（手続の公正な実施）の規

定は、自国の国の保健医療当局が自己の運用する国の保健医療制度の下で行う医薬品又は医療機器の償還制度における手続の公正な実施について定める。この規定の適用の停止により、締約国は、自国の国の保健医療当局が自己の運用する国の保健医療制度の下で行う医薬品又は医療機器の償還制度における手続の公正な実施についての義務を負わなくなる。(附属書9)

(10) 附属書IIにおける特定の規定の適用の停止

附属書IIの規定は、投資に関する第九・四条(内国民待遇)、第九・五条(最恵国待遇)、第九・十条(特定措置の履行要求)若しくは第九・十一条(経営幹部及び取締役会)の規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第十・三条(内国民待遇)、第十・四条(最恵国待遇)、第十・五条(市場アクセス)若しくは第十・六条(現地における拠点)の規定により課される義務に適合しない締約国の現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野、小分野又は活動について定める。ブルネイの表の留保事項九は、石炭分野に関するものであり、その概要は、次のとおりである。

(ア) 投資に関する第九・四条(内国民待遇)、第九・五条(最恵国待遇)、第九・十条(特定措置の履行要求)及び第九・十一条(経営幹部及び取締役会)の規定並びに国境を越えるサービスの貿易に関する第十・三条(内国民待遇)の規定にかかわらず、ブルネイは、自国における埋蔵炭の探査、採掘、開発及び生産(以下「開発等」という。)に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

(イ) ブルネイは、同国において他の締約国の投資家が埋蔵炭の開発等を行う場合には、当該投資家に対し、ブルネイの企業との合併事業又は類似の契約の形式をとること、埋蔵炭の探査又は開発の期間の全ての費用を負担すること等を要求することができる。

(ウ) ブルネイは、同国において石炭の開発等を行う外国の企業に対し、石炭又はその派生物の一部をブルネイ国内における使用に供するため供給すること、特定のサービスについては同国の国民又は企業から購入すること等を要求することができる。

(エ) (イ)及び(ウ)に關し、この協定の署名の後に採用し、又は維持する適合しない措置を現行の措置とみなし、当該措置に第九・十二条(適合しない措置)1及び5から7までの規定が適用される。このため、(イ)及び(ウ)に關してこの協定の署名の後に採用し、又は維持する適合しない措置については、附属書Iに記載されている措置と同様に、第九章(投資)の規定との適合性の水準を低



下させる改正は禁じられることとなる（いわゆるラチエット条項）。

適用を停止するのは、ブルネイの表の留保事項九のうち、(エ)における「この協定の署名の後」の規定である。この規定の適用の停止により、当該留保事項の該当部分は「この協定がブルネイについて効力を生じた後」に読み替えられることとなる。（附属書10）

(11) 附属書IVにおける特定の規定の適用の停止

附属書IVの規定は、第十七・九条（締約国別の附属書）の規定に従い、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）及び第十七・六条（非商業的な援助）に定める義務の一部又は全部に適合しない活動を行う国有企業又は指定独占企業について定める。マレーシアの表の留保事項二は、同国の国有企業であるペトロナス社に関するものであり、その概要は、次のとおりである。

(7) 国有企業に関する第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）1(a)及び(b)の規定にかかわらず、ペトロナス社又はその子会社等は、マレーシアにおける石油及びガスの分野の上流過程の活動の用に供する物品又はサービスの購入に当たり同国の企業を優遇することができる。

(イ) ただし、その優遇については、この協定の署名の後最初の一年間は、マレーシアにおける石油及びガスの分野の上流過程の活動の用に供する物品又はサービスの購入に関するペトロナス社又はその子会社等の年間の予算額の七十パーセントを超えないものとする。

(ウ) このような購入に関する上限は、この協定の署名の後六年間をかけて、四十パーセントまで段階的に縮小する。適用を停止するのは、マレーシアの表の留保事項二のうち、(イ)及び(ウ)における「この協定の署名の後」の規定である。この規定の適用の停止により、当該留保事項の該当部分は「この協定がマレーシアについて効力を生じた後」に読み替えられることとなる。（附属書11）

三 協定に関連して締結された二国間の行政取極

1 協定第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）3の規定に基づくマレーシアの措置の内容に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文

この協定の第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）3の規定は、同節のいかなる規定もこの協定の締約国が公共政策の目的のために措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないことを定める。この規定に関連し、同節のいかなる規定も、他の締約国のサービス提供者によるマレーシアへの電子支払サービスの国境を越える提供について、マレーシア中央銀行により承認された機関が同国において運用する支払制度を通じて当該電子支払サービスを提供することを要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではないこと等を定める。

2 協定第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反に関する同協定第二十八章（紛争解決）の規定の適用に関する日本政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文

日本国及びベトナムは、この協定との整合性を確保するため、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令の実施のための協力についての協議を継続することを定める。また、日本国は、この協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年間、この協定の第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反として、同国のサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令に基づいて採用し、又は維持する措置についてこの協定の第二十八章（紛争解決）の規定を利用することを差し控えることを定める。

3 協定第十九章（労働）に定める義務の違反に関する同協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））の規定の適用に関する日本政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文

ベトナムは、この協定が自国について効力を生ずる日から、この協定の第十九章（労働）に定める義務を完全に履行することを定める。また、日本国は、同章に定める義務に適合しないベトナムの措置についてこの協定の第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を利用する場合には、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間（ただし、この協定の第十九・三条（労働者の権利）1(a)に定める義務に適合しない措置については五年間）、この協定の第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する利益の停止を試みることを差し控えること等を定める。

4 協定に基づく文化産業分野の留保に関する日本政府とカナダ政府との間の交換公文



日本国及びカナダは、この協定を引き続き実施するに当たり、この協定の附属書Ⅱのカナダの表に規定する文化産業分野の留保（カナダの表の留保事項十四）について、カナダが、サービス提供者又は投資家に対する差別的な要求であつて、同国のコンテンツの発展のための金銭上の貢献を行うことを求めるものを採用し、又は維持することができること及びオンラインの外国の視聴覚コンテンツへのアクセスを制限する措置を採用し、又は維持することができることについて合意することを定める。

5 協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文

この協定の第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録A（日本国の関税割当て）に定めるオーストラリアからの米に関するこの協定に基づく日本国の国別関税割当てについての売買同時契約方式の運用について定める。

6 協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文

日本国及びカナダは、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意すること、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること等を定める。

7 協定第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4 (1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文

この協定の第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4 (1)(ii)の規定は、同節のいかなる規定も、他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの国境を越える電子支払サービスの提供について、公共政策の目的のために同国政府に対し当該サービス提供者が処理した取引に関する情報及びデータを提供することを条件とする措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではないことを定める。この規定に関連し、同節のいかなる規定も、ベトナム国家銀行により免許を受けた国内スイッチング機関を通じて当該電子支払サービスを処理すること等を要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではないことを定める。

#### 四 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されることとなっている。なお、この協定を実施するための予算措置は、必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成三十年三月八日 サンティアゴにおいて作成
- 2 効力発生 平成三十年三月十五日現在 未発効（この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。）
- 3 署名国 十一箇国  
オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム
- 4 締約国 平成三十年三月十五日現在 なし